

□ 自動車保険新商品のご案内

東京海上日動火災保険株式会社

東京海上日動火災保険株式会社より、自動車保険の新商品「地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金特約」についてご案内がありましたのでお知らせいたします。

東京海上日動火災保険株式会社（社長 隅 修二）は、自動車保険の新商品「地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金特約」を開発しましたのでお知らせいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災での経験を踏まえ、今後地震・噴火・津波で被災されたお客様が生活に欠かせない移動手段を確保することを目的とした内容としております。

1. 開発の背景

- (1) 「地震・噴火・津波危険」につきましては、そのリスクの特性(*1)から、民間保険会社では極めて限定的に引き受けを行っています>(*2)
- (2) そのような制約がある中ではありますが、東日本大震災での経験を踏まえ、今後の地震で被災されたお客様に対して、生活に欠かせない移動手段を確保することを目的として、自動車保険の新商品「地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金特約」を開発いたしました。
- (3) 巨大地震の際にも迅速な保険金のお支払いを可能とするため、お支払いの対象はご契約の自動車が「全損」になった場合に限定し、ご契約の自動車の価格にかかわらず一律の金額（50万円。ただし、車両保険の保険金額が50万円を下回る場合にはその金額）をお支払いすることとしております。

(*1) 火災や交通事故等の一般的な損害と異なり、同時に多数の被害が発生し、また台風等に比べても発生頻度が低い一方で、極めて巨額の被害が発生する可能性がある等、長期に亘って安定的な保険制度運営が困難です。

(*2) 建物、家財を対象とする地震保険制度は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とした「地震保険に関する法律」に基づいて、保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険を引き受けることを前提に成り立っていますが、自動車保険を始めとした他の保険では同様の制度はありません。

2. 商品の概要

支 払 要 件	<p>「地震・噴火・津波」によってご契約の自動車が全損となった場合に保険金をお支払いします。</p> <p>本特約による保険金は、「全損」と判定する一定の基準に合致する場合、もしくは、損傷の修理が不可能として廃車をされた場合に、お支払いします。</p> <p><全損と判定する一定の基準の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の自動車が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合 ・ご契約の自動車が津波により流出し発見されなかった場合 ・ご契約の自動車が全焼した場合 ・建物倒壊等によってご契約の自動車が建物の下敷きになるなどして、 ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 等
支 払 金 額	<p>50万円（定額）をお支払いします。ただし、車両保険の保険金額が50万円を下回る場合にはその金額をお支払いします。</p> <p>(*)生活に欠かせない移動手段確保の観点から、「中古車を購入できる金額」、または「車両購入代金の頭金へ充当できる金額」を目安としています。</p>
特約保険料	<p>特約保険料地域、契約条件によらず、一律5,000円とします。</p> <p>(*) 車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、支払金額が低減しますので、特約保険料もそれに応じて低減します。</p>

3. 販売開始日

平成24年1月1日より販売しています。

以 上